

【第9期(令和6年度～令和8年度) 高石市 介護保険料段階表】

所得段階	対象となる人	保 険 料 率	年額
第1段階	・生活保護を受けている人または、市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の「合計所得金額＋課税年金収入額」が80万円以下の人	基準額×0.285	20,980円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の「合計所得金額＋課税年金収入額」が80万円超、120万円以下の人	基準額×0.385	28,350円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1段階、第2段階以外の人	基準額×0.685	50,440円
第4段階	本人が市民税非課税(世帯内に市民税課税者がいる場合)、本人の前年の「合計所得金額＋課税年金収入額」が80万円以下の人	基準額×0.90	66,270円
第5段階	本人が市民税非課税(世帯内に市民税課税者がいる場合)で、第4段階以外の人	基準額	73,640円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.20	88,360円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.30	95,730円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.50	110,460円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	基準額×1.75	128,870円
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上520万円未満の人	基準額×2.00	147,280円
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額×2.10	154,640円
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額×2.30	169,370円
第13段階	本人が住民税課税で合計所得金額が720万円以上の人	基準額×2.40	176,730円